



基本施策 7 住環境整備、土地利用の推進

■めざすまちの姿

安全で快適な住まいと住環境が整備され、本市の自然環境や歴史文化資源と調和した計画的な土地利用が推進されることにより、市民が住みよいつ感じ、定住意向が高いまちをめざします。

■現状

- ◇公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の維持管理、更新を計画的に行っています。
- ◇住宅の耐震診断や耐震改修への支援を行っています。
- ◇人々の憩い、ふれあいの場として都市公園等の維持管理と設備等の更新、修繕を行っています。
- ◇空き家が増加しており、建築物や附属工作物の適正な管理が行われていない物件については、所有者等へ適正な管理について指導しています。
- ◇クリーン作戦への支援や、不法投棄対策のパトロール、監視カメラ設置等、様々な環境美化活動に取り組んできた結果、不法投棄が大きく減少しています。
- ◇都市計画区域の一部を用途地域に指定し、規制・誘導を図っています。
- ◇地籍調査により地籍を明確化することで、土地利用の円滑化、土地境界トラブルの未然防止、災害復旧の迅速化、課税の公平化などを行っています。

■課題

- ◇適正な空き家管理の啓発と保安上危険となる特定空き家への対策が必要です。
- ◇各地域でのクリーン作戦等の開催頻度、参加率の差の解消に努めるとともに、市民だけでなく来訪者も含めたモラル・マナーの向上が必要です。
- ◇地籍を明確化するうえで重要な情報が時間の経過とともに失われるため、早期に調査を進めていく必要があります。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生活環境の保全
《施策の方向性》 市営住宅の計画的な建替と長寿命化や民間住宅の耐震化、空き家の適正管理、公園の適正な管理・整備等の推進により、安全で良好な生活環境の保全を図ります。
《主な取組》 ①-1 特定公共賃貸住宅も含め、市営住宅の需要把握と地域の実情に応じた計画的な住宅環境の整備に取り組めます。 ①-2 市民より情報提供があった管理不全状態の空き家については、所有者等を確定し、特定空き家に認定した空き家は指導・助言、勧告の措置により除却を促し、その費用の一部を支援します。 ①-3 公園施設、設備等について、市民の要望や施設の老朽化に対応した計画的な整備を行うとともに、地域住民やボランティア等と連携した維持管理を促進します。

<p>② 環境美化の推進</p> <p>《施策の方向性》 まちの美観を維持するため、地域や関係機関等と連携し、環境美化を推進します。</p> <p>《主な取組》</p> <p>②-1 クリーン作戦等により市民の環境美化への意識を高めるとともに、団体や各地域主体で行われる美化活動等への支援を行います。</p> <p>②-2 空き缶やごみのポイ捨て、ペットの飼い方のマナーの普及を図るとともに、各種イベント等において、ごみの持ち帰り運動を推進します。</p> <p>②-3 不法投棄対策としてパトロールを行うとともに、必要な場所に監視カメラや不法投棄禁止看板を設置し、県や警察と連携して不法投棄者の特定に努めます。</p>
<p>③ 有効な土地利用の推進</p> <p>《施策の方向性》 歴史的文化的なまち並み形成の保全を図りつつ、用途制限により地域に応じた適正な土地利用を促進し、誰もが住みやすい市街地形成に取り組むとともに、地籍調査事業の早期完了に取り組みます。</p> <p>《主な取組》</p> <p>③-1 総合的・計画的な土地利用を推進します。</p> <p>③-2 市内全域の地籍調査の早期完了をめざします。</p>

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R1)	目標値 (R8)
公営住宅等長寿命化計画に計画に基づく市営住宅建替え実施率	%	27.2	100
空き家バンク制度による登録件数	件/年	54	60
空き家利活用等の相談件数	件/年	60	107
クリーン作戦等の参加世帯割合	%	67.7	74.7
地籍調査進捗率	%	68.4	77.2

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市都市計画マスタープラン
- ・ 宍粟市公営住宅等長寿命化計画
- ・ 宍粟市空き家等対策計画